

令和8年8月31日

白井市長
笠井 喜久雄 様

白井市市民参加推進会議
会長 吉井 信行

市民参加の評価方法に係る意見書

白井市市民参加条例第25条第3項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

市民参加の評価方法の検討について、次のとおり意見します。

市民参加の評価において、複数の市民参加の手続きを実施した事業と1つの手続きのみを実施した事業の総合評価が同じ点数となることや、同じ内容の市民参加を実施しているが評価点数に差が出るなど、現行の評価方法では評価の公平性の担保が困難な事例がありました。

また、会議では市民参加を実施した事実の確認のみではなく、事業の内容に対し実施した市民参加が適切であったか否かの議論を十分にできるよう、実施の有無については評価実施前に確定した資料を用いて評価を行うなどの工夫が望まれます。

適切な事業評価を行い、より良い市民参加の実施に繋げるためには、実施した市民参加の効果について十分に議論できるような体制を整えるとともに、公平性を担保できるような客観的な評価方法について検討してください。